

# 空港運営の民間委託について

国土交通省 航空局 航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室 企画調整官 やすい ひろき  
安井 弘樹

## 1. 空港の民間委託の背景

今後の人口減少を背景として国内航空需要の頭打ちが見込まれる一方で、アジア等における急激な経済成長を背景とした国際航空需要の増加が見込まれるなど、近年、我が国の航空を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中で、航空行政としては、首都圏空港の発着枠増加、航空自由化（オープンスカイ）の推進、LCC（ローコストキャリア）等の新規企業の参入等の促進に取り組んできたが、「受け手」となる空港自身も、各地域のニーズにきめ細やかに対応し、こうした環境変化のメリットを最大限活かし、積極的に内外の航空需要を取り込むことが求められている。

我が国の空港は、社会経済の発展や高速交通需要の増大に伴い順次整備が進められてきた結果、現在、全国で合計97を数えるに至っており、配置的側面から見ればほぼ概成していると言える。今後は、「整備」から「運営」へとその重点をシフトした空港政策をどのように進めていくかが課題となっている。

空港は国際・国内の航空ネットワークを構成する極めて重要な公共インフラであり、我が国の経済社会の発展や地域の活性化に大きな役割を果たしているが、こうした空港の持つ役割を最大限に

発揮させるためには、空港経営に民間の知恵と資金を導入し、航空運送事業者等の利用者ニーズを踏まえた機動的な着陸料等の設定、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の一体経営を通じた空港運営の効率化、航空運送事業者の積極的な誘致等による就航路線や便数の拡大等を図っていく必要がある（図-1）。

しかし、我が国の空港、特に国管理空港においては、国が運営する滑走路等の航空系事業と第三セクター等が運営するターミナルビル等の非航空系事業では運営主体が分離していることや、特別会計のプール管理のもとで全国一律の着陸料等となっていること等から、空港本来の機能を十分に発揮できていない状況にある（図-2）。

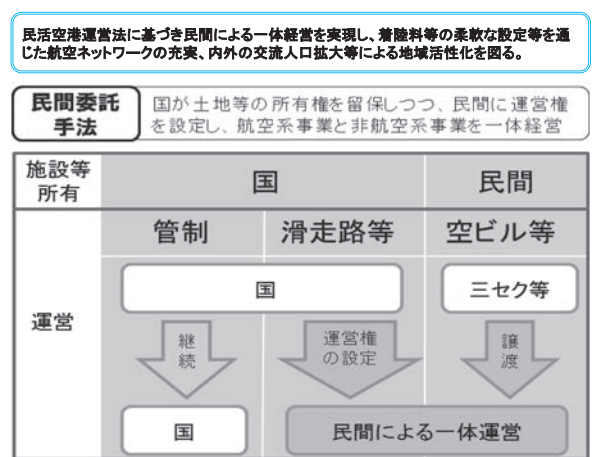
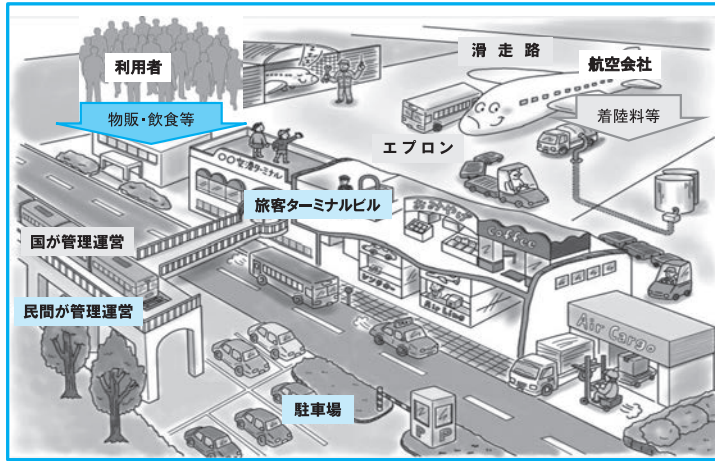


図-1 空港経営改革の概要

我が国の国管理空港は、各施設の運営主体がバラバラ



経営一体化とそのメリット

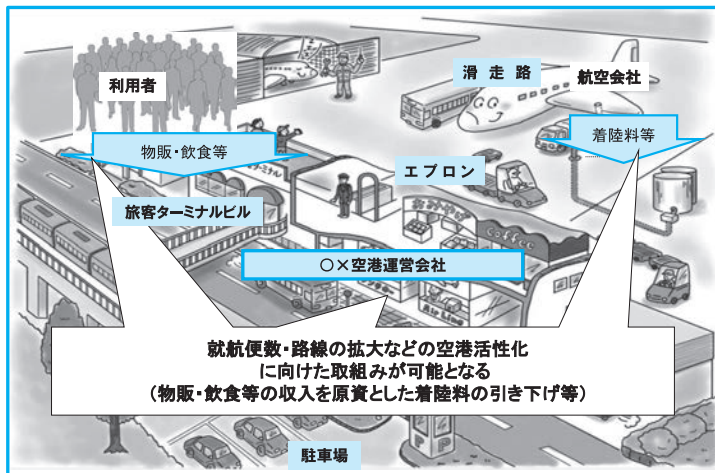


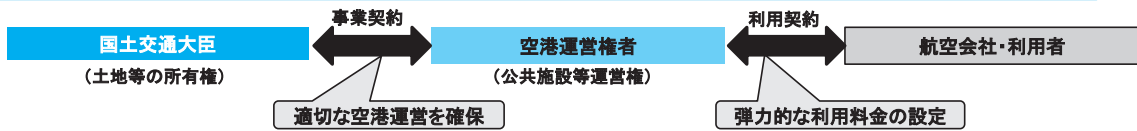
図-2 空港経営の一体化とそのメリット

2. 民活空港運営法の成立

こうした状況を改善すべく、平成25年通常国会において、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国管理空港等についてPFI法に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における、関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じた「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下、「民活空港運営法」という。）」が成立。空港における事業について、空港の管理者である国が土地等の所有権を留保しつつ、運営権を設定することにより、民間事業者が航空系と非航空系事業を一体経営すること（コンセッション）が可能となった（図-3）。

法律の概要

【基本スキーム】: 国管理空港におけるPFI法の公共施設等運営権制度の活用



【PFI法の特例措置】: 対象空港等は地域の実情を踏まえ、その意見を聴いた上で選定

- 国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、関係者相互の連携の下に、地域活力の向上が図られるべきことを基本理念として空港運営に係る基本方針を策定。
- 国土交通大臣は、対象空港・事業者等の選定の際には、関係地方公共団体、関係事業者等により空港ごとに構成されている協議会の意見を聴取。

【航空法、空港法等の特例措置】: 空港運営権者を適切に監督

- 空港運営権者による空港運営の安全性、利用者利便の確保のため、空港保安管理規程の策定、届出及び着陸料等の届出を義務付けるとともに、国の変更命令の対象とする等、国の監督措置を規定。

- 地方管理空港等についても、設置管理者である地方公共団体の判断により、同様に運営等の民間委託を可能とするため、PFI法、航空法、空港法の特例措置等の関係規定を整備。

図-3 民活空港運営法の概要

### 3. 空港におけるコンセッションの導入と各地域における取組み

#### (1) 仙台空港

国管理空港の民間委託の第一号案件である仙台空港については、地元宮城県が民間委託による仙台空港の活性化を「震災復興の起爆剤」と位置づけ、早くから官民の関係者による検討を進めてきた。平成24年10月には、宮城県による仙台空港の経営改革に関する基本的な考え方等をまとめた「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」が策定され、仙台空港のあるべき姿として、多くの旅客や貨物でにぎわう空港、東北地方の復興と発展をけん引する空港、民間の力を活用した地域とともに発展する空港を掲げるとともに、将来的には、過去のピーク時の2倍にあたる旅客数600万人、貨物量5万トン/年を目指すこととされた。さらに、平成25年5月には、官民の関係者

から構成される「仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議」が設置され、仙台空港の民間委託と空港周辺地域の活性化に向けた機運醸成や情報発信が進められてきた。

これらを受け、国は平成25年11月に仙台空港の運営に関心を有する民間事業者から運営形態や経営手法等に関する提案を募集する「マーケットサウンディング（民間投資意向調査）」を実施し、そこで得られた提案内容等を参考にしつつ、平成26年4月にPFI法及び民活空港運営法に基づき「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表した。

この実施方針では、民間の資金や経営能力を活用することにより仙台空港の一体的かつ機動的な運営を実現するとともに、仙台空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口の拡大等により東北地方の活性化を図ることを目的とし、事業期間については最大で65年間とするほか、事業方式や事業範囲、料金設定等についても定めている（図-4）。

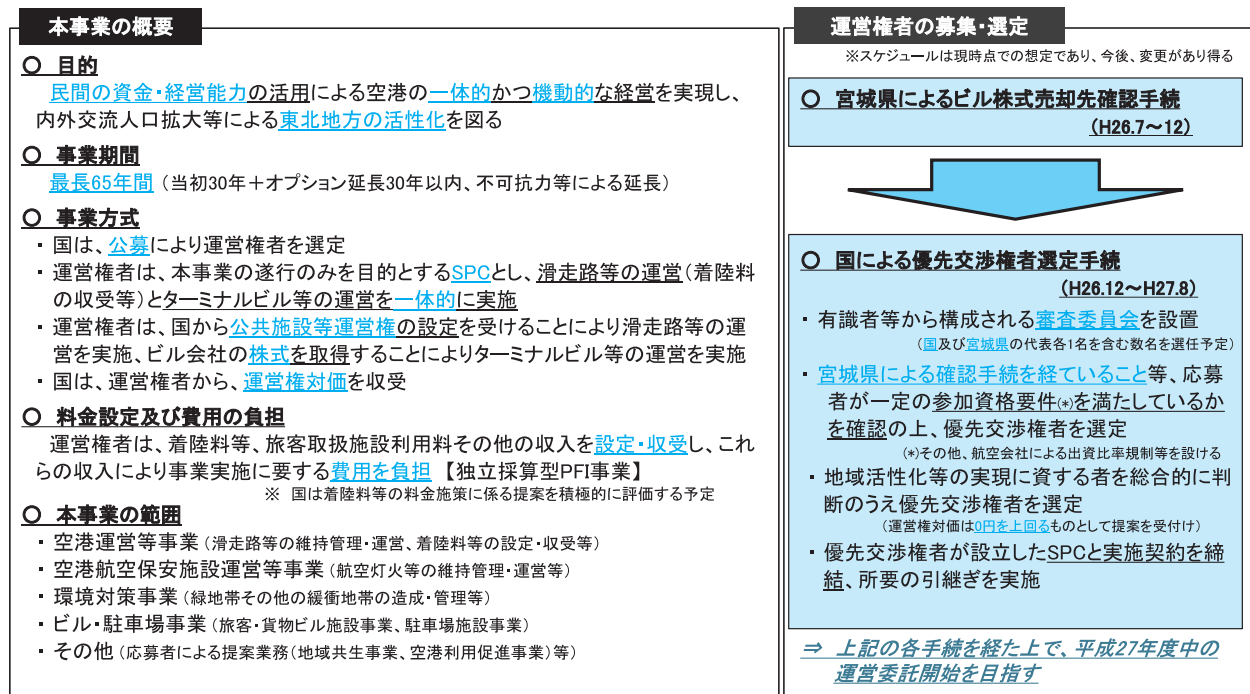


図-4 仙台空港特定運営事業等実施方針